

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
<p>（パン粉の規格）</p> <p>第3条 パン粉の規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（パン粉の規格）</p> <p>第3条 パン粉の規格は、次のとおりとする。</p>	
区分	基準	区分	基準
品質	(略)	品質	(略)
	原材料		原 食品添加物 (略) 材 以外の原材 料 料
	添加物		食品添加物 (略)
	(略)		(略)
表示 （業務用の製品に限る。）	表示事項	表示事項	<p><u>1</u> 次の事項を表示してあること。</p> <p>(1) 名称 (2) 原材料名 (3) (略) (4) 賞味期限 (5) 保存方法 (6) <u>製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）の氏名又は名称及び住所</u> [新設] 2 <u>セミドライパン粉にあつては、1に掲げるもののほか、水分とする。</u> 3 <u>品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあつては、1の(4)に代えて、消費期限とする。</u> 4 <u>輸入品にあつては、1に掲げるもののほか、原産国名とする。</u></p>
	表示の方法	表示の方法	<p><u>1</u> 表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項、同項の2の水分及び同項の3の消費期限の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 原材料名 使用した原材料を、<u>「小麦粉」、「米粉」、「食塩」、「砂糖」、「ショートニング」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に記載すること。</u></p>

[削る。]

[削る。]

(4) (略)

[削る。]

[削る。]

[削る。]

ア 食品添加物以外の原材料は、「小麦粉」、「米粉」、「食塩」、「砂糖」、「ショートニング」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第1項及び第3項の表の添加物の項の下欄の規定に従い記載すること。

(4) (略)

(5) 消費期限又は賞味期限

消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）又は賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から消費期限又は賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。

(7) 平成19年1月1日

(i) 19. 1. 1

(ii) 2007. 1. 1

(iii) 07. 1. 1

(iv) 190101

(v) 070101

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。

(7) 次の例のいずれかにより記載すること。

a 平成19年1月

b 19. 1

c 2007. 1

d 07. 1

e 1901

f 0701

(i) (7)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

(6) 保存方法

製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「冷暗所で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

(7) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

	<p>[削る。]</p>		<p>製造業者等のうち表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載すること。</p> <p>2 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。</p> <p>(1) 表示は、別記様式により行うこと。ただし、表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあつては、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>(4) 名称については、(1)の規定にかかわらず、商品の主要面に記載することができる。この場合において、内容量についても、名称と同じ面に記載することができる。</p> <p>(5) 原材料名を他の表示事項と表示することが困難な場合には、(1)の規定にかかわらず、表示事項を表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。</p> <p>(6) 内容量を他の表示事項と表示することが困難な場合には、(1)の規定にかかわらず、表示事項を表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。</p> <p>(7) 消費期限又は賞味期限を他の表示事項と表示することが困難な場合には、(1)の規定にかかわらず、表示事項を表示する箇所にそれらの記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、表示事項を表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。</p>
表示の方式等	<p>食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。</p> <p>(1) 別記様式により行うこと。ただし、表示事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) (以下「JIS Z 8305」という。) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあつては、JIS Z 8305 に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字</p>	[新設]	[新設]

	とすることができる。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。 [削る。] [削る。]

2 (略)

(測定方法)

第4条 (略)

別記様式 (第3条関係)

名 称
水 分
原材料名
添 加 物
内 容 量
賞味期限
保存方法
原産国名
製 造 者

備考

- 1 (略)
- 2 名称については、商品の主要面に表示することができる。この場合において、内容量についても、名称と同じ面に表示することができる。
- 3 2の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合には、この様式中、名称の事項を省略することができる。内容量を名称と共に主要面に表示した場合も同様とする。
- 4 原材料名又は内容量を他の表示事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
- 5 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 6 賞味期限に代えて消費期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること。
- 7 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とすること。
- 8 消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に表示箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- 9 (略)
[削る。]

表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) <u>表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</u> (2) <u>その他内容を誤認させるような文字、絵その他の表示</u>

2 (略)

(測定方法)

第4条 (略)

別記様式 (第3条関係)

名 称
水 分
原材料名
[新設]
内 容 量
賞味期限
保存方法
原産国名
製 造 者

備考

- 1 (略)
[新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- 2 第3条の表表示事項の項の3の規定により賞味期限に代えて消費期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること。
- 3 表示内容に責任を有する者が販売業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」又は「輸入者」とすること。
[新設]
- 4 (略)
- 5 第3条の表表示の方法の項2の(4)により記載する場合にあっては、この様式中それぞれ名称

10・11 (略)

12 その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に記載することができる。

又は内容量の項目を省略することができる。

6・7 (略)

8 他法令により表示すべき事項は、枠内に記載することができる。